

# 社会福祉法人池田市社会福祉協議会理事等の報酬等 に関する規程

制 定 平成 29 年 6 月 14 日  
最近改正 令和 元年 6 月 17 日

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人池田市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の定款第 10 条及び第 25 条の規定に基づき、理事等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

## (理事等)

第 2 条 この規程において、理事等とは、理事、監事及び評議員をいう。

## (報酬等の支給)

第 3 条 理事等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 会長については、月 3 回以上勤務した場合には、別表第 1 に定める額の報酬を支給する。
  - (2) 監事については、理事会、評議員会、監査その他の会議に出席したときには、別表第 1 に定める額の報酬を支給する。
  - (2) 会長及び監事以外の理事及び評議員については、報酬を支給しない。
- 2 会長及び監事以外の理事及び評議員が職務のために出張したときには、社会福祉法人池田市社会福祉協議会職員旅費規則別表の 6 級以下 4 級以上の項を基準とした費用を弁償するとともに、同規則に基づき旅費を支給する。

## (公表)

第 4 条 社協は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の基準として公表するものとする。

## (改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月17日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

職 名	報 酬 額
会 長	月額 30,000円
監 事	日額 8,000円